

# 新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様へ

## 聖籠町新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金

町では、今後商工会等と協力して個人事業主や飲食店などの支援対策を行う予定にしております。「新しい生活様式」のもと、お客様が安心してご来店いただけるよう、新潟県が行う3密対策の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金（三密対策支援金）」に、町が20万円（支援を拡大）を上限に上乗せ支援をいたします。

対象者	新潟県が実施する「新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金（三密対策支援金）」の支給決定通知を受けた者で、町内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主
対象業種	飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業等、その他サービス業
対象経費	感染防止対策に必要な設備整備等に係る経費 例：飛沫感染防止パネル、自動型手指消毒器、換気扇、空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）、換気機能や空気清浄機能（ウイルス対策可能なもの）を持つエアコンの導入 ※消費税及び地方消費税は、対象経費に含めません。 ※県内に複数の事業所を有する場合は、町内の事業所に要した経費のみが対象となります。
支給額	県の支給上限20万円を超えた経費に対し支給します。 （上限20万円まで） 例：対象経費が35万円の場合、 県の支給額 20万円 町の支給額 15万円 となります。
申請受付期間	7月1日（水）～9月30日（水）

### 【申請書類】

- ① 申請書兼請求書
- ② 新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金の「支給決定通知書」の写し
- ③ 新潟県に提出した書類のうち「申請する対象経費の一覧（様式2）」の写し  
※新潟県に提出する際は、「対象経費の一覧」に対象となる経費すべてを記入してください。  
※県内の町内外に事業所を有しており、「申請する対象経費の一覧」にそれらの事業所の経費も含まれている場合は、町内事業所の経費が分かるように別紙「聖籠町新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金に伴う「申請する対象経費の一覧」の事業所明細」を併せて提出してください。
- ④ 誓約書
- ⑤ その他、町長が必要と認めるもの

【お問い合わせ先】 聖籠町産業観光課地域振興係  
TEL 0254-27-2111（内線122）